

情報公開請求の経過と開示資料の内容

—2026 年 10 月 14 日公表資料—

2026 年 10 月 14 日

齋藤経史

[1] これまでの経緯と本資料の構成

[1-1] これまでの経緯

私（齋藤経史）は 2026 年 3 月 28 日、Wish2Reform (<https://wish.to/reform/>) において、文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）における業務管理や博士人材データベース（JGRAD）事業等に関する問題について情報発信を開始しました。その後、同年 8 月 14 日に公表した資料では、3 月 28 日の発信後に確認された事実や関係組織の対応を整理するとともに、2022 年度に実施された博士人材追跡調査に基づく報告書が未公開のまま、2023 年度調査に基づく報告書が「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」として公開された経過等を示しました。また、この公表資料では、文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室による公益通報対応に関しても言及しました。

8 月 14 日の公開資料にも示したように、私は事実関係と実態をより詳細に確認するために 2026 年 8 月 12 日、科学技術・学術政策研究所に対して 8 件、文部科学省大臣官房に対して 2 件の情報公開請求を行いました。科学技術・学術政策研究所への請求では、2022 年度博士人材追跡調査の実施費用・回答規模、同調査に基づく報告書が未公開となった経緯、第 5 次・第 6 次報告書の計画上の位置付け、成果物公表スケジュールに記載された「調整中」の経緯等に関する行政文書を請求対象としました。また、文部科学省大臣官房への請求では、内部公益通報・外部公益通報への対応に関する規程、内規、手順書等を対象としました。

[1-2] 本資料の構成

情報公開請求の送付後、2026 年 10 月 14 日時点で科学技術・学術政策研究所への 8 件の請求

のうち 5 件について開示決定を受け、電子ファイルの交付を受けました。残る 3 件については、開示・不開示の決定期限が延長されています。また、文部科学省大臣官房への 2 件については、開示・不開示の審査を継続するため、決定期限が延長されています。

本資料は、以下の構成としています。[2] では、2026 年 8 月 12 日に科学技術・学術政策研究所および文部科学省大臣官房に対して行った計 10 件の情報公開請求について、2026 年 10 月 14 日時点における開示決定、開示資料の交付および決定期限延長の状況を整理します。[3] では、科学技術・学術政策研究所への 8 件の情報公開請求のうち、決定期限の延長を伴わずに開示された 5 件について、開示された行政文書の内容を概観します。[4] では、今回開示された年度別の調査研究実施計画、2024 年 7 月の所管事項説明資料および 2025 年度の成果物公表スケジュールを比較し、博士人材追跡調査の第 5 次・第 6 次報告書が各時点でどのように位置付けられていたのか、その変遷を確認します。[5] では、2026 年 10 月 14 日時点でも開示・不開示の審査が継続している 5 件について、その請求内容と今後確認する事項を整理します。

[2] 情報公開請求の経過（2026 年 10 月 14 日時点）

[2-1] 情報公開請求に関する概況

2026 年 8 月 12 日、私は科学技術・学術政策研究所に対して 8 件、文部科学省大臣官房に対して 2 件、計 10 件の行政文書開示請求を行いました。いずれの請求についても、各組織による通知書上では 2026 年 8 月 13 日付で受け付けられています。

科学技術・学術政策研究所への 8 件では、2022 年度博士人材追跡調査の実施費用・回答規模、同調査に基づく報告書が未公開となった経緯、第 5 次・第 6 次報告書に関する年度別の計画、2024 年 7 月の所管事項説明資料、2025 年度の成果物公表スケジュール、「調整中」と記載された期間の具体的な調整内容等に関する行政文書を請求しました。一方、文部科学省大臣官房への 2 件では、内部公益通報・外部公益通報の受付、受理、調査、進捗管理、結果通知等の具体的な対応手順を定めた規程、内規、手順書、マニュアル等を請求しました。

2026 年 10 月 14 日時点では、科学技術・学術政策研究所への 8 件の請求のうち 5 件について開示決定を受け、開示資料の交付も完了しています。残る科学技術・学術政策研究所への 3 件と、文部科学省大臣官房への 2 件については、決定期限が延長されています。決定期限が延長された 5 件のうち、科学技術・学術政策研究所の 3 件では「請求を受けた文書の特定に時間を要する」こと、文部科学省大臣官房の 2 件では「開示・不開示の審査に時間を要する」ことが、それぞれ期限延長の理由として示されました。

[2-2] 科学技術・学術政策研究所への 8 件の請求

科学技術・学術政策研究所への 8 件については、2026 年 9 月 11 日付で 5 件が開示決定となり、残る 3 件は開示決定等の期限が延長されました。開示決定となった 5 件については、9 月 16 日付で「行政文書の開示の実施方法等申出書」を送付し、その後、9 月 30 日付で科学技術・学術政策研究所から開示資料が発送され、交付を受けました。

科学技術・学術政策研究所への 8 件の情報公開請求と 10 月 14 日時点における処理状況を☒

表 2-1 に示しています。図表 2-1 における整理用コード N3、N4 および N8 については、2026 年 9 月 11 日付で期限延長が通知されました。3 件とも、延長理由は「請求を受けた文書の特定に時間を要することから、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行うことが困難であるため」とされました。開示された 5 件の具体的な内容については [3] で、そのうち年度別の調査研究実施計画、2024 年 7 月の所管事項説明資料および 2025 年度の成果物公表スケジュールを比較して確認できる経過については [4] で詳しく示します。

図表 2-1 科学技術・学術政策研究所への 8 件の情報公開請求と処理状況

整理用 コード	請求内容の概要	2026 年 10 月 14 日 時点の状況
N1	2022 年度博士人材追跡調査の最終的な支出金額が分かる 行政文書	開示決定・資料受領済み (8 受科研総第 5 号)
N2	同調査の対象者数、回答者数、有効回答者数、回答率が分か る行政文書	開示決定・資料受領済み (8 受科研総第 6 号)
N3	2022 年度調査に基づく報告書の公刊中止、延期、見送り、公 刊順序の変更等を検討・決定したことが分かる行政文書	決定期限延長 (8 科研総第 132 号)
N4	2022 年度調査の回答者に対し、公刊中止、延期、公刊順序 変更等を説明・通知したことが分かる行政文書	決定期限延長 (8 科研総第 133 号)
N5	2021～2026 年度の博士人材追跡調査等に関する年度実行 計画	開示決定・資料受領済み (8 受科研総第 9 号)
N6	2024 年 7 月の第 1 調査研究グループ所管事項説明資料	開示決定・資料受領済み (8 受科研総第 10 号)
N7	2025 年 6～11 月の「博士人材追跡調査－第 5 次－」の公 刊予定を含む報告書スケジュール	開示決定・資料受領済み (8 受科研総第 11 号)
N8	報告書スケジュールに「調整中」と記載された期間の具体的 な調整内容が分かる行政文書	決定期限延長 (8 科研総第 134 号)

[2-3] 文部科学省大臣官房への 2 件の請求

文部科学省大臣官房への 2 件の情報公開請求と 10 月 14 日時点における処理状況は、図表 2-2 のとおりです。文部科学省大臣官房への 2 件については、いずれも 2026 年 9 月 14 日付で「開示決定等の期限の延長について（通知）」が発出されました。延長理由は 2 件とも「開示・

不開示の審査に時間を要することから、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行うことが困難であるため」とされています。

図表 2-2 文部科学省大臣官房への 2 件の情報公開請求と処理状況

整理用 コード	請求内容の概要	2026 年 10 月 14 日 時点の状況
M1	内部公益通報の受付、受理、調査、進捗管理、結果通知等の具体的な対応手順を定めた規程、内規、手順書、マニュアル等	<u>決定期限延長</u> (8 文科改第 28 号)
M2	外部公益通報の受付、受理、調査、進捗管理、結果通知等の具体的な対応手順を定めた規程、内規、マニュアル等	<u>決定期限延長</u> (8 文科改第 29 号)

2026 年 10 月 14 日時点では、**図表 2-1** に示した N3、N4、N8 の 3 件に加えて、**図表 2-2** に示した **M1**、**M2** の 2 件の計 5 件について、最終的な開示・不開示等の決定通知は受領していません。継続審査中の 5 件の請求内容と、今後確認する事項については [5] で整理します。

[3] 科学技術・学術政策研究所から開示された 5 件の概要

[3-1] 2022 年度博士人材追跡調査の実施費用と回答規模

図表 2-1 で示したとおり、今回、科学技術・学術政策研究所への 8 件の情報公開請求のうち、整理用コード **N1**、**N2**、**N5**、**N6**、**N7** の 5 件について開示資料の交付を受けました。ここでは、このうち 2022 年度博士人材追跡調査の実施費用に関する **N1** と、回答規模に関する **N2** の内容を示します。

N1 として開示されたのは「2022 年度博士人材追跡調査等」に関する[精算払請求書](#)です。この資料では、同事業の契約額および請求額はいずれも 9,020,000 円と記載されており、2022 年度調査に委託費用として実際に支出された金額が確認できました。また、**N2** として開示されたのは、「[2022 年度博士人材追跡調査等 委託業務成果報告書](#)」の PDF です。[同報告書の「図表 4 回収結果」](#)によれば、3 つのコホートを合わせた調査対象者は 8,021 人、有効回答者数は 4,394 人、有効回答率は 54.8%でした。

N1 および **N2** の開示資料から 2022 年度博士人材追跡調査には 902 万円の公費が支出され、4,394 人から有効回答を得ていたことが確認できました。一方、現時点において、2022 年度博士人材追跡調査に基づく科学技術・学術政策研究所による公刊報告書は確認できず、その未公刊の理由も明らかになっていません。このため、公費を用いて委託調査が実施され、多数の調査対象者の協力によって得られた調査結果が、どのように政策形成に活用され、社会に還元されたのかが不明瞭な状況となっています。

[3-2] 調査研究実施計画・所管事項説明資料・成果物公表スケジュール

科学技術・学術政策研究所から開示された 5 件のうち、残る **N5**、**N6**、**N7** では、博士人材追跡調査の実実施計画や報告書公刊予定の変遷を確認することができます。**N5** では、[2021 年度から 2026 年度までの各年度の調査研究実施計画](#)として、6 ファイル、計 55 ページが開示されました。なお、**N5** の情報公開請求では、博士人材追跡調査だけでなく、当時、第 1 調査研究グルー

プ上席研究官であった川村真理氏が担当していた委託を伴う大規模調査として、修士課程在籍者を対象とした調査およびポストドクター等の雇用・進路に関する調査を対象に含めました。

N6では、2024年7月に第1調査研究グループが行った[所管事項説明に用いられた資料](#)が開示されました。この[資料の5枚目のスライド](#)では、2022年度に実施された2012年・2015年・2018年の各コホートに対する追跡調査に基づくものを「第5次報告書」、2023年度に実施された2021年コホート1.5年後調査に基づくものを「第6次報告書」として図示しています。

N7では、2025年6月から11月までの所内連絡会議で用いられた[成果物公表スケジュール\(24回分\)](#)が開示されました。これらには「博士人材追跡調査－第5次－」の公刊予定が継続して掲載されており、その予定時期や「調整中」との記載が期間中に変化していることを確認できます。N5、N6、N7を時系列で比較すると、第5次・第6次報告書の位置付けや、第5次報告書の公刊予定について年度・時期による変化が確認されます。これらの具体的な変遷については、[4]で整理して示します。

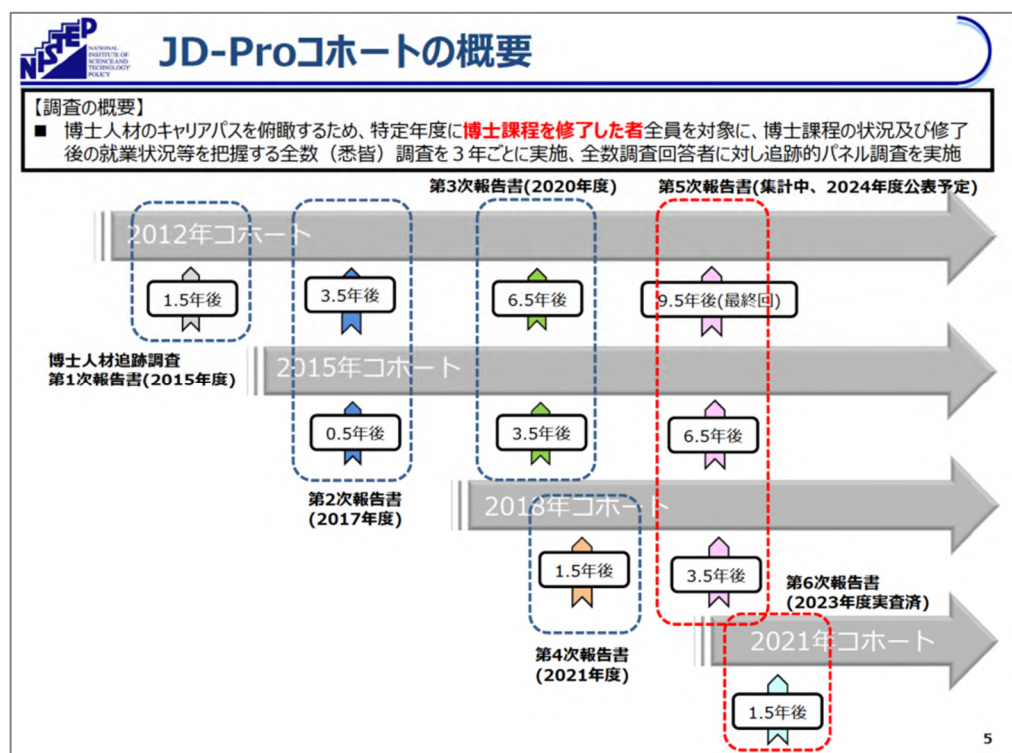
[4] 博士人材追跡調査に関する計画と成果物公表スケジュールの変遷

[4-1] 2024 年 7 月以前における第 5 次・第 6 次の位置付け

開示された年度別の調査研究実施計画等を確認すると、少なくとも 2024 年 7 月までは、博士人材追跡調査の第 5 次・第 6 次と対象調査との対応関係が明確に示されていました。**図表 2-1** の **N5** の開示資料に含まれる令和 6 年度（2024 年度）の調査研究実施計画における研究課題「『博士人材追跡調査(JD-Pro)』第 5 次調査報告書及び JD-Pro 個票データを活用した調査研究」においては『2012 年コホート 9.5 年後及び 2015 年コホート 6.5 年後、2018 年コホート 3.5 年後追跡調査（第 5 次調査）』『2021 年コホート 1.5 年後追跡調査（第 6 次調査）』『[R4 年度に実施した調査データに基づき第 5 次報告書の調査・分析を行う](#)』と記載されています。

また、**N6** の開示資料である 2024 年 7 月に第 1 調査研究グループが作成した[所管事項説明資料のスライド 5](#)では**図表 4-1** が示すように、2012 年・2015 年・2018 年の 3 つのコホートに対する追跡調査は「第 5 次報告書（集計中、2024 年度公表予定）」、2021 年コホート 1.5 年後調査は「第 6 次報告書（2023 年度実査済）」として、それぞれ明確に図示されています。

図表 4-1 2024 年 7 月の所管事項説明資料における博士人材追跡調査の報告書の位置づけ



以上から、2024 年 7 月時点までは、2022 年度に実施された 3 つのコホートに対する追跡調査が第 5 次、2023 年度に実施された 2021 年コホート 1.5 年後調査が第 6 次であるという対応関係が、2024 年度の調査研究実施計画と所内説明資料の双方で確認できます。この位置付けは、次に示す 2025 年度の調査研究実施計画において変化します。

[4-2] 2025 年度計画以降における第 5 次・第 6 次の位置付けの変化

[4-1] で示したとおり、令和 6 年度（2024 年度）の調査研究実施計画および 2024 年 7 月の所管事項説明資料では、2022 年度に実施された 2012 年・2015 年・2018 年の 3 つのコホートに対する追跡調査が「第 5 次調査/第 5 次報告書」、2023 年度に実施された 2021 年コホート 1.5 年後調査が「第 6 次調査/第 6 次報告書」として記載されていました。しかし、N5 の開示資料の一つである令和 7 年度（2025 年度）の調査研究実施計画では、この対応関係に関する記載が変化しています。前年度の計画では「[R4 年度に実施した調査データに基づき第 5 次報告書の調査・分析を行う](#)」と記載されていたのに対し、令和 7 年度（2025 年度）の調査研究実施計画では「[R5 年度に実施した調査データに基づき第 5 次報告書の調査・分析を行う](#)」と、調査実施年度が変更されています。さらに、同計画の「[5-1 調査研究課題の内容及び手法等](#)」でも、[2021 年度コホート 1.5 年後調査が「第 5 次調査」](#)と明記されています。

科学技術・学術政策研究所では、翌年度の調査研究実施計画を前年度の 2 月頃に作成し、所内で提出する形式となっています。2024 年 7 月の所管事項説明時点では「2022 年度実施調査＝第 5 次、2023 年度実施調査＝第 6 次」であった対応関係が、その後、2025 年 2 月頃の令和 7 年度（2025 年度）調査研究実施計画の作成・提出までの間に、書面上で「2023 年度実施調査＝第 5 次」に変更されたことを意味します。

おおよそ 2024 年 8 月から 2025 年 2 月の間に、科学技術・学術政策研究所内でどのような議論や意思決定が行われ、2022 年度実施調査に基づく報告書が公刊されないまま「2023 年度実施調査＝第 5 次」とする対応関係の付け替えが行われたのかは定かではありません。私は科学技術・学術政策研究所としてどのような検討・決定が行われたのかを確認するため N3 を、2022

年度調査に基づく報告書の公刊中止等について調査回答者にいつ、どのように説明または通知したのかを確認するため N4 を、それぞれ開示請求しましたが、いずれも期限が延長されています。私自身は N3、N4 に該当する行政文書が存在しない可能性も高いと考えていますが、これらについては開示請求に対する最終的な回答を確認した上で改めて整理します。

[4-3] 2025 年度の成果物公表スケジュールと「調整中」の記載

N7 として開示されたのは、2025 年 6 月 4 日から 11 月 26 日までの科学技術・学術政策研究所の所内連絡会議で資料として用いられた[成果物公表スケジュール（24 回分）](#)です。各回の資料には「博士人材追跡調査－第 5 次－」が掲載されています。開示された 24 回分を時系列で確認すると、[6 月 4 日](#)から [6 月 25 日](#)までの資料では「博士人材追跡調査－第 5 次－」の公刊予定は 2025 年 6 月とされていました。しかし、[7 月 2 日](#)の資料では 7 月欄が「調整中」に変更され、この記載は 7 月中だけでなく、[8 月 27 日](#)の資料まで維持されています。その後、[9 月 3 日](#)から [9 月 24 日](#)までは 9 月欄に「調整中」、[10 月 1 日](#)から [10 月 22 日](#)までは 10 月欄に「調整中」と記載されました。[10 月 29 日](#)の資料では「調整中」の記載はなくなり、12 月が公刊予定として示され、その状態が [11 月 26 日](#)の所内連絡会議資料まで継続しています。

この記録の推移を見ると、「博士人材追跡調査－第 5 次－」については、当初の公刊予定月を過ぎた後も公刊予定が確定せず、「調整中」とする月を順次後ろに移す状態が続いていたことが分かります。特に、7 月欄の「調整中」という記載が 8 月下旬まで残されたままであったことから、少なくとも「博士人材追跡調査－第 5 次－」について、成果物公表スケジュール上の予定が適切に管理・更新されていたとは言い難い状況です。また、こうした記載を含む資料は各回の所内連絡会議で共有されており、担当者だけでなく、第 1 調査研究グループの総括上席研究官（グループ長）や所内幹部を含む会議参加者が把握し得る状態にあったにもかかわらず、この状況は是正されないまま継続していました。

一方、N7 の資料には「調整中」とのみ記載されており、誰と、何について調整していたのかは示されていません。このため、N8 として、「調整中」とされた期間に「博士人材追跡調査－

第5次－」の公刊について行われた所内外の調整内容が分かる行政文書の開示を請求していますが、開示決定等の期限が延長されています。私自身は **N8** に該当する行政文書が存在しない可能性も高いと考えていますが、これについては開示請求に対する最終的な回答を確認した上で改めて整理します。

[5] 継続審査中の 5 件と今後の確認事項

[5-1] 科学技術・学術政策研究所に対する 3 件の継続審査中の請求

科学技術・学術政策研究所に対して行った 8 件の行政文書開示請求のうち、**図表 2-1** の **N3**、**N4**、**N8** の 3 件について最終的な開示・不開示等の決定通知を 2026 年 10 月 14 日時点で受領していません。このうち **N3**、**N4** は、2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書の取り扱いと調査回答者への説明に関する請求です。一方、**N8** は、2025 年度の成果物公表スケジュールに記載された「調整中」の具体的な内容を確認するための請求です。

N3 では、2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書について、公刊中止、延期、保留、見送り、公刊時期の変更、あるいは 2023 年度実施調査に基づく報告書との公刊順序の変更等について、検討または決定したことが分かる行政文書を請求しています。また、**N4** では、2022 年度調査の回答者に対して、報告書の公刊中止、延期、順序変更等について説明または通知したことが分かる行政文書を請求しています。**[4-2]** で示したように、2024 年 7 月時点では「2022 年度実施調査＝第 5 次、2023 年度実施調査＝第 6 次」であった対応関係が、その後の 2025 年度調査研究実施計画では「2023 年度実施調査＝第 5 次」へ変更されています。**N3**、**N4** は、この変更に至る検討・決定の経緯と、2022 年度調査の回答者に対する説明の有無を確認するための請求です。

N8 では、**[4-3]** で示した 2025 年度の成果物公表スケジュールにおいて、「博士人材追跡調査－第 5 次－」が「調整中」と記載されていた期間について、その公刊に関して行われた所内外の調整内容が分かる行政文書を請求しています。開示済みの **N7** の資料からは、「調整中」との記載が繰り返されていたことは分かるものの、誰と、何について調整していたのかは明らかになっていません。

私自身は、**N3**、**N4**、**N8** に該当する行政文書が存在せず、「不存在」と回答される可能性も高いと考えています。仮にこれらについて行政文書が「不存在」と回答された場合でも、検討、説明、調整等が一切行われなかったと確定するわけではありませんが、私の疑念をさらに強め、

確信に近づけることとなります。また、本件について適切に作成・保存されるべき行政文書が存在しないのであれば、科学技術・学術政策研究所には、より強い説明責任とガバナンスの強化が求められることとなります。

[5-2] 文部科学省大臣官房に対する 2 件の継続審査中の請求

文部科学省大臣官房に対して行った図表 2-2 の M1、M2 の 2 件についても、最終的な開示・不開示等の決定通知を 2026 年 10 月 14 日時点で受領していません。M1 では、文部科学省の内部公益通報対応要綱に基づく規程、内規、手順書、マニュアル等の行政文書を請求しています。また、M2 では、文部科学省の外部公益通報対応要綱に基づく規程、内規、手順書、マニュアル等の行政文書を請求しています。M1、M2 はいずれも「開示・不開示の審査に時間を要する」ことを理由として開示決定等の期限が延長されています。

今後、M1、M2 について行政文書が開示された場合には、その内容と、これまで私が受けた公益通報への対応とを照らし合わせることで、文部科学省の対応が自ら定めた手続に沿って行われていたのかを確認することができます。また、仮に一部または全部が不開示とされた場合には、一般的な公益通報対応の手続や内部ルールについて、どのような理由によって開示できないと判断されたのかも確認する必要があります。これらについては、開示請求に対する最終的な回答を受領した上で改めて整理します。

[5-3] 今回の把握事項と今後の確認事項

今回の情報公開請求により、2022 年度博士人材追跡調査の実施費用や回答規模、年度別の調査研究実施計画、2024 年 7 月の所管事項説明資料、2025 年度の成果物公表スケジュールなどを電子ファイルで受領することができました。開示された電子ファイルとの照合によって、私自身の記憶や認識を客観的な資料で裏付けることができるとともに、Wish2Reform において開示された電子ファイルを公開し、それに基づく情報発信を行うことができるようになりました。

一方で、2022 年度実施調査に基づく報告書が公刊されていない経緯、第 5 次・第 6 次と対象

調査との対応関係が変更された経緯、「調整中」とされた期間に実際にどのような調整が行われていたのか、さらに文部科学省の公益通報対応に関する具体的な手続については、現時点でも確認できていない事項が残っています。継続審査中の5件について最終的な回答を受領した後、開示された行政文書や不開示・不存在等の決定内容を踏まえ、必要に応じて追加の検証と情報発信を行います。